

2015年2月12日

環境大臣 望月 義夫 様

ノーモア・ミナマタ被害者・弁護士全国連絡会議

代表委員 大石 利生

代表委員 山崎 昭正ほか

連絡先) 熊本県水俣市桜井町2-2-20

水俣病不知火患者会 事務局長 元島市朗

電話 0966(62)7502

要 請 書

水俣病が公式発見されて半世紀以上という長い年月が経過したが、いまだ水俣病問題は未解決であり、いまなお多数の被害者の救済を求める動きが広がっている。この背景には、行政と加害企業による実情にそぐわない被害者切り捨てと水俣病問題の幕引きへの策動がある。

多くの被害者の声を無視し、2012年7月に締め切られた水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」）には約65,000人もが救済を求め、医療費のみ救済を含めると約55,000人が対象となった。この事実は、水俣病の健康被害が、行政や加害企業の想定をはるかに上回り、いかに広範かつ深刻なものであるかを証明することとなった。特措法では、いわゆる対象地域や年代の線引きを超えて救済が行われる一方で、不当な判定や地域、出生年・居住時期の制限により10,000人近くが切り捨てられた。その結果、水俣病と認められなかった人たちや特措法に申請できなかった人たちが、救済を求めて熊本地裁、新潟地裁、東京地裁、大阪地裁での裁判に立ち上がったのである。

一方、環境省は、昨年3月7日に公害健康被害補償法（以下「公健法」）に基づく水俣病の認定における総合的検討に関する留意点を関係自治体に通知した。環境省は、最高裁判決や行政不服審査会の裁決をふまえたとしているが、逆に水俣病認定のハードルをさらに高くして、水俣病被害者の切り捨てをすすめるものとなっている。今後、水俣病の認定申請者は増え、あるいは司法救済を求めることは必至である。

水俣病問題の幕引きを策してきた行政や加害企業は、今こそ水俣病によ

る長年の身体と心の痛み、苦しみに思いをいたし、また、水俣病によって壊された地域住民の絆の回復を求める声に真摯に耳を傾けるべきである。そして、被害者救済の枠組みの見直しを軸に、水俣病問題の解決に向けた抜本的な取り組みに早急に着手することが強く求められている。

私たちは、すべての水俣病被害者の救済と水俣病問題の解決を求める立場から、下記の事項を要請するものである。

記

1. いわゆる昭和 52 年判断条件を見直し、汚染された魚介類を多食し、感覚障害がある者を水俣病と認めること。
2. 公健法における地域や年代の線引きを、被害の実態に合わせて改訂すること。
3. 認定申請者全員に対し、水俣病認定申請者医療手帳を交付すること。
4. 認定申請に基づく検診については、申請者の便宜を優先し、居住地に近い医療機関で受診できるようにすること。
5. 被害実態の全容解明のために、不知火海沿岸、阿賀野川流域における住民健康調査、環境調査を実施すること。
6. 介護保険料助成や総合対策医療事業による療養手当を引き上げるなど水俣病被害者の療養及び介護環境の向上をめざすこと。
7. 水俣病の治療薬や治療方法などの解明のため研究事業を積極的に推進すること。
8. すべての水俣病被害者を救済するために司法救済制度の確立に向けた具体的な検討を行うこと。
9. すべての水俣病被害者が救済されるまで、チッソが保有する J N C 株の譲渡を承認しないこと。

以上